

# 道路占用料単価表

改正箇所		改正後単価		
占用物件		単位	改正前単価	改正後単価
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	2880	2,000 3,050 3,700
	第二種電柱			1,750
	第三種電柱			2,050 2,050
	第一種電話柱	1480		200
	第二種電話柱			1,750
	第三種電話柱			2,050
	その他柱類		140	10
法第32条第1項第2号に掲げる工作物※1	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	20	20
	地下電線その他地下に設ける線類		10	10
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1400	1,750
	地下に設ける変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	960	1,050
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2580	3,350
	広告塔	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	8800	10,500
	その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	2730	3,500
法第32条第1項第3号に掲げる施設	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年		70
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		200	110 160
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			210
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	340		320
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			420
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		930	740
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		1860	1,060 2,120
法第32条第1項第4号に掲げる施設	外径が0.7m以上1.0m未満のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年		2,900
	外径が1m以上のもの			2,900
	法第32条第1項第3号に掲げる施設		2240	2,900
	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	2260	2,900
	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		A×0.004
	階数が2のもの			A×0.006
	階数が3以上のもの			A×0.007
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	5800	5,250
	上空に設ける通路		3700	3,150
	地下に設ける通路		2240	2,900
	その他のもの	Aに0.008を乗じて得た額		88 8800 8800
	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		88	30
	商品置き場その他これに類するもの			10,500
法第32条第1項第6号に掲げる施設	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	2200	10,500
	標識	1本につき1年		2,850
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	88	30
	その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> または1本につき1年	8800	10,500
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	88000	105,250
		その他のもの	44000	52,600
	令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年		3,550
令第7条第3号に掲げる施設	令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年		A×0.024
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場（足場・仮囲い等）	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	8800	10,500
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	2730	3,500
令第7条第8号及び同条第13号に掲げる施設	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た数		A×0.004
	階数が2のもの			A×0.006
	階数が3のもの			A×0.007
	階数が4以上のもの	Aに0.012を乗じて得た数		A×0.007
	その他のもの			A×0.024
	建築物	Aに0.011を乗じて得た数		A×0.004
	階数が1のもの			A×0.006
	階数が2のもの			A×0.007
	階数が3のもの			A×0.007
	階数が4以上のもの			A×0.007
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た数		A×0.006
	建築物			A×0.006
	階数が1のもの			A×0.007
	階数が2のもの			A×0.007
	階数が3のもの			A×0.007
	階数が4以上のもの			A×0.007
	その他のもの			A×0.006
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1m <sup>2</sup> につき1年		A×0.024

※1 本改正で道路法第32条第1項第2号に掲げる工作物の占用区分を細分化しました。また、同物件の算出方法を「亘長式」から延長式へ変更します。